

手数料の一部が200円から300円へ変わります



役場の窓口で交付している住民票や課税証明などの各種証明は、ご利用される皆さんから手数料をいただいています。

この手数料の一部について、行政改革・受益者負担の原則などの観点から、4月1日より、現在200円であるものを300円に改正させていただくこととなりましたので、お知らせいたします。

【問合せ】庶務課庶務係 ☎83-1221



平成20年4月1日から

窓口証明手数料が改正されます！

約20年ぶりの見直し

町民の皆さんが、住民票などの証明を利用される場合には、一定の手数料をご負担していただいております。この手数料は、町の条例で種類ごとに、その金額を定めています。今回の改正は、手数料の金額が200円である各種証明など（左記参照）を300円とするものです。この各種証明などは、昭和63年に100円から200円に改正され、今回の見直しは約20年ぶりとなります。

近隣市町の手数料は？

昨年2月に設立した県西地域合併検討会（当町を含む2市8町で構成）では、現在、各市町の住民サービスなどを比較しています。その中で、この各種証明などの手数料に関する

昭和63年以來の改正

1件あたりのコストは300円以上

手数料のコストは？

手数料とは、一般的に個人などの要求に応じて行われた行為（証明の交付など）についての対価です。そのため証明書などを取得した方は、その行為を受けるため、手数料を「負担していただくこととなります」。この考え方は「受益者負担の原則」

調査において、当町と開成町を除く2市6町は、すべて300円となっています。また、開成町においても平成20年度から手数料の改正が予定されています。

※合併検討会の活動状況などは、ホームページでご覧いただけます。
<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/gappei/index.html>

慎重に審議しました

と言えます。

それでは、その事務にかかるコストはどれくらいになるのでしょうか。一口に手数料と利用している電算システムなども全て同じではありません。そこで、今回改正される各種証明などについて、担当課ごとに原価計算によりコストを算出しました。その方法は、電算システムのリース・保守などの費用、消耗品費、人件費など、手続にかかる部分のみを抜き出し、これを計算しました。結果として、各種証明に関するコストは1件あたりいずれも300円以上でした。

改正までの経過

このような結果、さらに町の財政状況や近隣市町の状況を踏まえ、町は現在推進中の「松田町第三次行政

改革大綱」などの方針に基づき、昨年12月、手数料の引き上げについて町議会へ提案しました。

議会においても慎重な審議を要することとされ、1月の総務文教常任委員会で検討を重ねられ、2月の臨時会において可決されました。

さらなる行政改革の推進を

サービス向上と行政改革

各種証明などは、町民の皆様的生活に深く関わっており、この手数料を改正することは、新たな負担が生じることとなります。

しかし、町も窓口サービスの向上をはじめ、コストの節減、職員数の削減、事務事業の見直しなど、これからも行政改革をより一層、推進しますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

■手数料が改正される証明など一覧 ～200円から300円へ改正となるもの～

1. 戸籍に関する証明

- 住民票の写しの交付
- 印鑑に関する証明
- 戸籍の付票の写しの交付
- 身分に関する証明
- 住民票の記載事項に関する証明
- 埋火葬に関する証明
- 外国人登録に関する証明
- 住民基本台帳の閲覧

2. 税に関する証明

- 町税の納税証明
- 課税・非課税証明
- 所得証明
- 事業証明
- 土地に関する証明
- 建物に関する証明
- 家屋滅失証明
- 公簿・公文書・公図（切図）の閲覧など

3. その他の証明

- 給水に関する証明
- 官民境界に関する証明
- 都市計画に関する証明など

■上記証明などの発行実績（平成18年度）

証明などの種類	発行実績
1. 戸籍に関する証明など	13,344件
2. 税に関する証明など	2,714件

臨時休日窓口を開設します！

転入・転出など住民異動の多いこの時期に合わせ、休日窓口を開設します。「平日は勤務などのため、住民異動手続きなどをするのが難しい」という方は、ぜひご利用ください。

開設日時 3月29日（土）・30日（日）・4月6日（日）

取扱業務 住民票の異動（転入・転出・転居など）に伴う通常業務

取扱窓口 町民健康課・税務課・福祉課・建設課（上下水道係）

【問合せ】町民健康課町民窓口係 ☎83-1225